

太田市公告

太田都市公園（3・3・7号 西新町南公園）の廃止にあたって太田市公園条例第20条の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年3月12日

太田市長 穂積昌信

記

- 1 公園名称 太田都市公園3・3・7号 西新町南公園
- 2 位置 太田市西新町地内
- 3 区域 別紙「区域図」の通り
- 4 面積 1.7ha
- 5 廃止理由 太田市スポーツ施設ストック適正化計画およびスポーツ施設再編計画（都市公園編）において、利用者の減少や施設の老朽化、設置している行政区からの落葉清掃や維持管理が負担となっている等の声から西新町南公園を廃止し、備前島公園への統合と機能併設を計画している。当公園の廃止については、備前島公園の拡張（供用開始）前の実施を予定している。理由として、除草作業や樹木剪定、経年劣化による公園施設の修繕等を含めた維持管理業務や、それらに要する負担を考慮すると早急に廃止を実施する必要性があると判断したためである。